

平成29年度 事業計画

平成29年3月

社会福祉法人 あさひ

社会福祉法人あさひ 平成 29 年度事業計画

【法人全体（共通）】

1 基本的な取組方針

福祉サービスの供給体制の整備を図るため、本年4月から改正社会福祉法が本格施行され、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革が進められるとともに、介護人材の確保の促進が図られようとしています。

平成28年6月に新たに社会福祉法人として事業開始した本会としては、法改正の趣旨に則って、法人としての組織的な運営基盤の確立を図るとともに、行政・社会福祉関係機関・団体と連携を図りながら、利用者のニーズに的確に対応した福祉サービスの総合的な提供に努めます。

2 平成29年度重点項目

(1) 利用者の意向に対応した的確なサービス提供

職員研修・業務評価などの人材育成を図って、利用者ニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供していきます。

(2) 時代が求める福祉サービス企画力の獲得

他の事業者・支援者との連携・協働の中で、現在の利用者ニーズの充足だけに留まらず、より安全で快適な自立生活を実現していけるよう、新たな役割を開発していきます。

(3) 社会福祉法人に相応しい組織運営体制基盤の確立

業務の評価や改善を組み込んだ業務マネジメントにより、社会福祉法人に期待される公益的な機能を、安定的に発揮していきます。

3 実施する事業とサービス

(1) 社会福祉事業

- | | |
|-------------|--|
| ①介護保険事業 | 訪問介護、介護予防訪問介護、日常生活支援総合事業 |
| ②障害福祉サービス事業 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、特定相談支援、移動支援
生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助 |

(2) 公益事業

- | | |
|------------|---|
| ①居宅介護支援事業 | 居宅介護支援 |
| ②福祉用具貸与等事業 | 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、
特定介護予防福祉用具販売 |
| ③介護員養成研修事業 | 介護職員初任者研修、居宅介護者従事者等養成研修 |

(3) 収益事業

- | | |
|---------------|--|
| ①福祉用具・用品販売等事業 | |
|---------------|--|

4 事業推進方針

(1) 利用者本位の対応

サービスを利用される方々が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を過ごせるよう配慮し、自立した社会生活の実現と、生活満足度の向上が図れるよう支援します。

(2) 総合的なサービスの提供

地域との関係性を重視し、多様な事業者、住民による自発的な支援などのネットワークの創出・維持・発展にも貢献し、総合的なサービス提供に努めます。

(3) 提供するサービスの質の向上

研修だけでなく、OJTや自己啓発がバランスよく機能するよう、計画的な人材育成に努め、質の高いサービス提供を図ります。

(4) 新たなサービス、社会的な役割の開拓・開発

福祉課題認識に基づいて、社会福祉法人としての事業推進方針の協議や、各部門に共通の問題・課題を横断的に検討していく仕組みを確立して、法人として組織的に取り組む役割の検討、新たなサービス開発などに取組みます。

(5) 業務マネジメントの確立

業務遂行にPDCAサイクルを位置付けて、業務循環の中で計画的に業務を遂行できるようにするとともに、業務の評価や改善を組み込んで、業務実績の積み上げにより、社会福祉法人に期待される役割を適切に果たしていきます。

(6) 法人組織運営基盤の整備

事業・業務推進体制だけでなく、事務・経理・人事などを含めた法人としての組織的な運営基盤の整備を図り、公益的な法人としての透明性を高めます。

【訪問介護部門】

1. 事業運営方針

(1) 在宅福祉サービスの充実と、地域に密着したサービスの提供

- ① 居宅介護支援事業所等の関係機関との連携を密にし、地域ニーズの把握に努め、在宅福祉サービスの推進に努める。
- ② 介護保険事業及び障害福祉サービス事業への取り組みを強化し、地域に貢献する在宅福祉サービスの拡充に努める。

(2) 訪問介護事業に関する研修の充実

- ① 訪問介護サービスの提供に関する研修会に積極的に参加し、職員の専門性および実践力の向上を図る。
- ② 人権研修、接遇研修等に参加し職員資質の向上を図る。
- ③ サービス提供責任者研修会へ参加し業務管理と人材育成を適切に行う。

2. 事業実施目標

(1) つるみ

	(参考)平成 28 年度利用実績	平成 29 年度利用目標
介護保険	82 名 (うち日常生活支援事業 14 名)	84 名 (うち日常生活支援事業 14 名)
定期巡回 (委託) ※1		3 名
障害者総合支援	81 名	83 名
子ども支援 養育支援	※2) 2 名	3 名
同 ひとり親生活支援	※2) 2 名	3 名

(2) たすけあい

	平成 28 年度の利用者数	平成 29 年度の目標利用者数
介護保険	135 名 (うち日常生活支援事業 40 名)	139 名 (うち日常生活支援事業 42 名)
障害者総合支援	71 名	73 名
子ども支援 産前産後支援	16 名	18 名
同 養育支援	※2) 5 名	6 名
同 里親養育援助	※2) 5 名	6 名

※1 平成 29 年 2 月から実施した、定期巡回からの委託利用者増を含む。

※2 平成 28 年度分は、社会福祉法人あさひの前身である(株)ホームヘルパー福祉協会での事業実績。

3. 事業実施計画

(1) サービス提供と向上

- ① 利用者アンケートの実施や、定期的なサービス向上委員会の開催により、サービスの質の向上を目指す。
- ② 利用者のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、計画に沿ったサービス提供を行う。
- ③ 身体介護等の提供にあたり、より安全かつ快適なサービスを提供するために、業務マニュアルの見直し及び業務改善を図る。
- ④ リスクの分析、評価を定期的に行い、事故防止に努める。

(2) 地域福祉への貢献

- ① 一人暮らしや在宅生活で介護を必要としている高齢者へのサービス提供を推進する。
- ② 在宅やケアホーム等で生活をしている障害者についても居宅介護や移動支援等のサービス提供を推進する。

(3) 職員資質の向上と人材の育成

- ① 各種研修会に積極的に参加し、業務に対する知識・技能の向上に努める。
- ② 事業所及び施設内の研修や学習会を充実させ、職員全体のレベルアップを図る。
- ③ 介護福祉士・社会福祉士等の各種資格取得の奨励、支援を行う。

4. 事業実施体制

職 種	職員数	つ る み		たすけあい	
		常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
管 理 者	4名	2名		2名	
サービス提供責任者	10名	3名	1名	2名	4名
訪問介護員 小 計	137名	137名			
・介護福祉士	7名	7名			
・ヘルパー2級	} 130名	} 130名			
・ヘルパー1級					
・介護職員初任者研修					

【居宅介護支援部門】

1. 事業運営方針

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

(2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

(3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2. 事業実施目標

(1) つるみ事業所

居宅利用者数		平成 28 年度実績	平成 29 年度目標
		平成 29 年 2 月現在 206名	210名
内 訳	要介護	166名	170名
	要支援	40名	40名
平成 28 年度の新規依頼 (平成 28 年 6 月～平成 29 年 2 月)		月平均 6.2名	

(2) たすけあい事業所

居宅利用者数		平成 28 年度実績	平成 29 年度目標
		平成 29 年 2 月現在 265名	270名
内 訳	要介護	209名	214名
	要支援	56名	56名
平成 28 年度の新規依頼 (平成 28 年 6 月～平成 29 年 2 月)		月平均 5.4名	

3. 事業実施計画

(1) 介護支援専門員は、次の指定居宅介護支援の提供にあたる。

- ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- ② 利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

③ 居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

④ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得、居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。

(2) 情報公表、自己評価、利用者アンケート

① 介護サービス事業の公表制度の受け入れ、居宅介護支援サービス評価基準による自己評価を実施していく。併せて課題解決に取り組み、サービスの質の向上を図っていく。

② 利用者アンケートの実施及び公表により利用者や家族の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善を図っていく。

(3) 研修

① 外部研修

研修名		講習時間	受講対象者
更新研修	専門研修過程Ⅰ	56 時間	原則として就業後 6 か月以上の者
	専門研修過程Ⅱ	32 時間	原則として専門研修過程Ⅰを修了している就業後 3 年以上の者
主任介護支援専門員研修 (「主任介護支援専門員」となるための研修)		70 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・専任介護支援専門員(専任従事期間 5 年以上) ・ケアマネリーダー、認定ケアマネージャー(専任従事期間 3 年以上) ・地域包括支援センター主任ケアマネ ・十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者
主任介護支援専門員 更新研修		46 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員に係る研修企画、講師・ファシリテーターの経験がある者 ・地域包括支援センター・職能団体等開催の法定外研修等に年 4 回以上参加した者 ・日本ケアマネジメント学会開催の研究大会等で、演題発表等の経験がある者 ・認定ケアマネージャー ・十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

② 内部研修

精神障害者への心理的対応について区基幹相談センター相談員と生活支援センター相談員による勉強会を年 2 回実施。(7 月・11 月)

介護保険と障害サービスの併用や移行に伴う制度の勉強及び知識の向上について、区基幹相談支援センター相談員による勉強会を年 2 回実施。(9 月・2 月)

4. 事業実施体制

(1) 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 : 12月30日から1月3日を除く月曜日から土曜日までとする。
祝日も営業する。
- ② 営業時間 : 午前8時45分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(2) 事業所

① つるみ事業所

職 種	従業する業務	職員数	(常勤)	(非常勤)
管 理 者	管理業務	1	1	
介護支援専門員	居宅介護支援	7	6	1

② たすけあい事業所

職 種	従業する業務	職員数	(常勤)	(非常勤)
管 理 者	管理業務	1	1	
介護支援専門員	居宅介護支援	8	5	3

【計画相談支援部門】

1. 事業運営方針

(1) 地域における相談支援体制の構築及び拡充

基本相談支援の機能拡充、権利擁護・虐待防止体制推進に向けた各関係機関等との連携

(2) 計画相談支援の充実と推進

個別支援会議やサービス提供を通じて、ネットワークの構築・強化を図る。

(3) 相談支援の質の向上

ニーズ把握や事例検討の実施、権利擁護の認識を通じて、人材の育成、研修の充実を図る。

2. 事業実施目標

計画相談契約者数

	(参考)平成28年度実績	平成29年度目標
つるみ	24件	30件
たすけあい	21件	30件

3. 事業実施計画

(1) 危機管理

個人情報保護規程により、適切に個人情報管理に対応する。

(2) 職員研修

- ① 外部研修 ア) 区地域自立支援協議会主催の相談支援部会研修 年 4 回
- イ) 区基幹相談支援センター主催研修 年 4 回
- ② 内部研修 事例検討会の開催、法人全体研修

(3) 地域・関係機関との連携

区地域自立支援協議会、区基幹相談支援センター、区精神障害者生活支援センター、その他関係機関等

4. 事業実施体制

	管 理 者	相談支援専門員
つるみ	常勤兼務 1 名	常勤兼務 1 名
たすけあい	常勤兼務 1 名	常勤兼務 1 名

【障害福祉部門】

1. 事業運営方針

- (1) 障害者の地域生活を支援するため、住居・就労・趣味・健康づくり・余暇活動など生活全般にわたる自立生活のための支援を行います。
- (2) 暖かい人間関係の中で、開かれた明るい生活ができることを目指します。

2. 事業実施目標

(1) 利用者への対応

- ① グループホームでの生活、作業所「つるの里」での就労・生活について、施設職員が見守り、寄り添い、必要な助言・支援が的確に受けられるように支援します。
- ② 利用者の意向や状況、保護者の意見を把握し、支援員、ソーシャルワーカー、看護師、栄養士など専門職のカンファレンスを実施することで、的確に対応します。

(2) 利用者数

事業所名	利用目標	備考
つるの里		
生活介護	10人	
就労継続支援B型	10人	
ケアホーム らら	8人	うちサテライト 1人
ケアホーム りり	8人	うちサテライト 1人
ケアホーム るる	7人	うちサテライト 1人
☒ケアホーム もも	7人	

3. 事業実施計画

- (1) 鶴見区障害者団体連合会など、加盟する団体の文化・スポーツ・広報活動に積極的に参加します。
- (2) 地域の自治会町内会や、区役所、関係団体のイベントに参画し、交流を深めることで、利用者の地域生活を豊かなものとするとともに、地域の方々に広く知られる開かれた施設を目指します。
- (3) 施設の実施する施設内事業を様々な機会をとらえて開催し、利用者相互の交流を深めます。

〈具体的な事業・イベント〉

- ・誕生会 ・ハイキング ・七夕まつり ・餅つき ・節分豆まき
- ・クリスマス会 ・そうめん流し ・プロサッカー観戦 ・花火大会

- (4) 就労作業の充実を図ります。

- ・パン工場の製品充実 ・農作業の充実

- (5) ☒ 「ケアホームもも」を、ケアホームるるの隣接地に開設します。

- (6) 各事業所ごとの行事予定については、別紙参照

4. 事業実施体制

事業所名	管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	職業指導員	看護師
つるの里						
生活介護	1人	1人		10人		2人
就労継続支援B型	1人	1人		2人	8人	
ケアホーム らら	1人	1人	4人	6人		
ケアホーム りり	1人	1人	4人	7人		
ケアホーム るる	1人	1人	4人	6人		
☒ケアホーム もも	1人	1人	3人	4人		

【福祉用具部門】

1. 事業運営方針

- (1) 平成30年度に予定される介護保険自己負担割合の改定により、売上の減少が見込まれるため、集中減算の実績に対応して、本会が委託を受けている外部事業所からの売上を相対的に伸ばしていきます。
- (2) 同様に、本会内でも「たすけあい事業所」の売上を相対的に伸ばしていきます。

2. 事業実施目標・実施計画

(単位=千円)

事業所	H28年度売上実績(構成比)	H29年度売上目標(構成比)
本会	30,606(95.9%)	32,400(94.7%)
たすけあい	15,465(50.5%)	16,400(50.6%)
つるみ	15,141(49.5%)	16,000(49.4%)
委託(本会外)	1,314(4.1%)	1,800(5.3%)
合計	31,920	34,200

3. 事業実施体制

職種	区分	保有資格	備考
管理者	常勤兼務1人	福祉用具専門相談員	
福祉用具専門相談員	常勤兼務3人	福祉用具専門相談員	

【研修センター部門】

1. 事業運営方針

- (1) 福祉・介護人材の確保が困難な状況の中、介護職員初任者研修を開講し、キャッシュバック制度などにより、積極的にホームヘルパー等の担い手確保に努めます。
- (2) ガイドヘルパー資格制度の改定に対応して、同行援護従事者研修を開催するとともに、サービス活動に支障のないよう、職員の受講・資格取得を促進します。
- (3) 研修センターを法人の内部研修機関にも位置づけ、聴講制度により職員の研修受講を促します。また、センターが実施する「鶴の学び舎」によりOJT活動を広げ、スキルアップに向けた職員の意識向上を図ります。

2. 事業実施目標

- (1) 介護職員初任者研修を年間6回開催し、受講生を90名以上確保します。
- (2) 研修終了後、キャッシュバック制度を活用して、本会に登録して活動するヘルパーを15名以上確保します。
- (3) 聴講による研修受講を延べ30回以上となるよう職員に促します。

3. 事業実施計画

- (1) 介護職員初任者研修は、全22日間で1コースとし、毎回24人を上限定員として開催します。横浜市広報、インターネット、折り込み広告等多様なメディアを効率的に活用して、広く受講生を募集します。

通 期	講 座 名	期 間	曜 日	募集開始	
第25期	5月コース	5/26～8/18	火・金	4/1	
第26期	7月コース	7/24～10/19	月・木	6/1	
第27期	9月コース	9/26～12/15	火・金	8/1	
第28期	11月コース	11/27～2/19	月・木	10/1	
第29期	1月コース	1/26～4/13	火・金	12/1	
第30期	3月コース	3/26～6/18	月・木	2/1	

- (2) 受講料は、テキスト代・消費税を含め60,000円とします。
- (3) これまで通り、本会に登録して1年以内に180時間以上活動したヘルパーに対して、40,000円のキャッシュバックを行います。

4. 事業実施体制

	常 勤	備 考
管理者	1	
職 員	1	

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護部門】

1. 事業運営方針

- (1) 退院直後の不安定な利用者や、重度の利用者の受け入れを目指します。
- (2) 自治体、病院、地域ケアプラザ、その他の介護事業者と連携し、事業内容が地域に理解してもらえるようにします。

2. 事業実施目標

6か月までに10名、通年で20名の利用者確保を目指します。

3. 事業実施計画

利用者の開拓は、医療機関からの退院者の受け入れを重点とし、病院の医療相談員・ソーシャルワーカーとの情報共有を密にします。

4. 事業実施体制

開拓期で利用者数が不安定なため、当面は管理者が深夜随時対応を兼ねるなど、介護職員の確保については固定人員を増やさず、柔軟な雇用形態のメリットを活かして新たな人材開拓を推進します。

	常勤兼務	非常勤兼務	備考
管理者	1		
計画作成責任者		1	
オペレーター	4		

